

(仮称) 郡山市歴史情報・公文書館基本計画に係る懇談会開催要綱

(趣旨)

第1条 本市の歴史・文化遺産を保全し、整備し、活用し、及び情報発信するとともに、次世代へ継承していくための拠点施設である(仮称)郡山市歴史情報・公文書館の基本計画を策定するに当たり、有識者から意見を聴くために開催する(仮称)郡山市歴史情報・公文書館基本計画に係る懇談会(以下「懇談会」という。)について必要な事項を定めるものとする。

(役割)

第2条 懇談会は、次に掲げる事項について意見交換を行う。

- (1) 基本計画の策定に関すること。
- (2) その他(仮称)郡山市歴史情報・公文書館の整備に関すること。

(構成)

第3条 懇談会の委員は、10人以内とし、学識経験者のうちから市長が依頼する。

(任期)

第4条 委員への依頼期間は、基本計画の策定が終了するまでとする。

(座長)

第5条 懇談会に座長を置き、委員の中から互選により選出する。

(会議)

第6条 懇談会の会議は、市長が招集する。

- 2 会議は、座長が進行する。
- 3 座長に事故があるときは、あらかじめ座長の指名する者が会議を進行する。
- 4 市長は、会議の運営上必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 懇談会の庶務は、文化スポーツ部文化振興課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、座長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和元年5月31日から施行する。
(この要綱の失効)
- 2 この要綱は、基本計画の策定が終了したときは、その効力を失う。